

ラテンアメリカから見た米国抜きの TPP の選択肢

桑山 幹夫

はじめに

環太平洋連携協定（TPP）を米国抜きの参加 11 国で発効させようとする交渉が 2017 年 5 月から始まった。米国を除くと経済規模が最大の日本は交渉を主導して、2015 年 10 月に大筋合意された関税や通商ルールの内容を変更することなく、域内の貿易自由化を進めたい考えだ。米国を除く TPP 参加 11 国（以下 TPP11 と略す）は 2017 年 5 月にベトナムで閣僚会合を開き、TPP 発効に向けた選択肢の検討を 11 月までに終わることを明記した閣僚声明を出したが、11 国が揃って米国抜きの TPP 協定を目指す姿勢は明記されなかった。TPP の理念を共有できる第 3 国の新規加盟を容認する方針が同声明に盛り込まれたのは、「太平洋同盟」加盟国であるコロンビアの新規加盟を支持するメキシコなどへの配慮とみられる。TPP の高いルール水準を受け入れることが新規加盟の条件となることから、中国が近い将来 TPP に参加することは当面困難となる。TPP は関税撤廃に加え、知的財産権の保護、電子商取引、環境、労働など幅広いルールを定めている。まずはその価値が 11 国によって再確認されなければならない。TPP と共に、アジア太平洋自由貿易圏（FTAAP）を達成する道筋として注目を浴びる RCEP（東アジア包括的経済連携協定）も年内合意を目指していたが、関税撤廃・削減などの市場アクセスなどで溝が埋まらないことから、2018 年以降に先送りされることになった。

TPP 協定が事実上可能になるには、TPP 発効には米国を含む 12 国うち、GDP で 85% 以上を占める 6 国以上の批准が必要と制定されており、TPP 地域の 6 割を占める米国の離脱により発効要件の見直しが必要となる。これまで TPP に関心を示した韓国、インドネシア、タイ、台湾などが加わってもその条件は満たせない。その上、参加 11 国の利害に食い違いがあるため、交渉プロセスは複雑だ。TPP11 参加国の中には、(1) 積極的に早期発効を進めたい日本、オーストラリア、ニュージーランド、(2) 早期発効には基本的には賛成だが、NAFTA の再交渉の結果次第で TPP の再交渉を望むかもしれないカナダやメキシコ、(3) チリ、ペルー、シンガポール、ブルネイなどの「様

子見」グループ、(4) TPP11 には慎重なマレーシアやベトナムなど、域内での温度差があることは明らかだ。日本は EU と急いで取り付けた EPA をテコに、TPP11 の早期発効を成し遂げたい。現時点で TPP 協定を議会承認しているのは、日本とニュージーランドの 2 国しかない。本稿では、日本が主導する TPP11 の行方をラテンアメリカの視点から考察したい。

TPP11 と TPP (12) との比較

米国が抜けることで TPP の域内輸出額が 1 兆 8,470 億ドルから 3,580 億ドルまで縮小し、TPP の自由貿易圏としての求心力が大幅に低下することは明らかだ。米国、カナダ、メキシコの NAFTA 加盟 3 国は合わせて TPP12 内の輸出総額の約 60% を占めている。チリやペルーにとっても米国の存在感は高いことから、米国抜きの TPP11 構想は説得力を欠く。ベトナムの米国市場依存度は高く、TPP11 には慎重にならざるをえない（表参照）。

TPP12 では NAFTA 加盟 3 国が主要市場であり、日本企業も NAFTA 協定の特恵関税措置を活用しながら、対米輸出拠点としてメキシコに積極的に参入している。だが、2017 年 8 月中旬から始まった NAFTA の再交渉次第で、カナダ、メキシコ両国に対する TPP11 の重要性が大きく変わってくる。TPP11 参加国のなかには、カナダ、日本、メキシコ、ベトナムを除いて、米国よりも中国の方がより重要な輸出先である国が幾つかある。チリやペルーが中国や韓国などの主要貿易相手国を含む TPP より地理的に広範囲な新しい環太平洋構想に関心を示している背景にはこの実情がある。RCEP が目指す貿易自由化は TPP と比べると遥かに低いかもしいが、米国が TPP から離脱した現在、チリやペルーなどアジア太平洋諸国と貿易関係を強化してきた中南米諸国にとっては RCEP との協力体制強化が良策なのかもしれない。

ラテンアメリカ TPP 参加国の交渉姿勢

TPP 協定は新たな通商ルールを設定する歴史的な合意であり、21 世紀に相応しい FTA を目指すもので

表 TPP参加国の貿易(財輸出)マトリックス TPP11とTPP12の比較 2016年(注)

(単位:百万米ドル、%)

TPP参加国	オーストラリア	ブルネイ	カナダ	チリ	日本	メキシコ	マレーシア	ニュージーランド	ペルー	シンガポール	ベトナム	TPP (11)	米国	TPP (12)	米国がTPP (12)に占める割合
オーストラリア		31	1,315	341	26,345	346	3,505	6,462	46	4,116	2,786	45,292	8,762	54,054	16.2
ブルネイ	222		1	0	2,309	0	294	332	0	222	47	3,426	53	3,479	1.5
カナダ	1,473	9		548	8,091	5,762	535	347	577	1,002	399	18,743	296,538	315,281	94.1
チリ	308	N.A.	960		5,156	1,206	126	76	1,513	77	195	9,616	8,443	18,059	46.8
日本	14,104	84	8,162	1,567		10,663	12,139	2,189	716	19,842	12,990	82,457	130,586	213,043	61.3
メキシコ	836	2	10,427	1,745	3,771		448	94	1,404	851	1,042	20,618	302,942	323,560	93.6
マレーシア	6,445	512	704	164	15,250	1,891		732	122	27,581	5,730	59,133	19,354	78,487	24.7
ニュージーランド	5,781	4	417	90	2,079	326	557		50	786	360	10,450	3,701	14,151	26.2
ペルー	260	0	1,684	1,008	1,263	464	110	24		39	93	4,944	6,235	11,180	55.8
シンガポール	9,372	765	744	64	14,568	1,179	35,004	1,456	79		11,359	74,590	22,641	97,231	23.3
ベトナム	2,906	26	2,408	650	14,100	1,546	3,577	325	238	3,257		29,031	33,475	62,506	53.6
TPP (11)	41,707	1,432	26,821	6,176	92,932	23,383	56,295	12,036	4,745	57,772	35,002	358,301	832,729	1,191,030	69.9
米国	22,213	615	265,928	12,936	63,262	230,959	11,867	3,577	8,029	26,835	10,151	656,373		656,373	
TPP (12)	63,920	2,047	292,749	19,112	156,195	254,342	68,161	15,614	12,774	84,607	45,153	1,014,674	832,729	1,847,403	45.1

注:ブルネイとベトナムは2015年の数値。

出所:国連COMTRADEデータベースから執筆者作成。

あることではチリ、メキシコ、ペルーの見解は一致する。TPPの特徴の一つとして、物品の関税については10～12年程度の猶予期間が与えられるものの、全品目撤廃を目標とした自由化レベルが高いFTAを目指し、全ての分野で広範囲に関税・非関税障壁を撤廃することで、高度な市場アクセスの自由化を図ることが挙げられる。しかし、TPP諸国は既に2国間や多国間のFTA網で結ばれており、TPP域内での自由化はこれらの協定によって事実上(デファクト)進んできている。よって、TPP協定において関税・非関税の市場アクセス分野で、既存のFTAと比較しての「プラスアルファ」の内容が重要となってくる。関税の他に、サービス、投資、政府調達、知的財産権、競争政策、紛争解決手続き、労働、環境等に関するルールにおいても、既存のFTAの内容と比較して改善されたのかどうか、ラテンアメリカ諸国にとって水準の高い通商ルールが開発にプラスに働くかが鍵となる。

1. チリ

TPPの原型といわれる「環太平洋戦略的経済連携協定」(P4協定)の原加盟国であり、当初からTPP交渉に参加していたチリにとって、TPP構想はWTOやAPECやその他の経済協力フォーラムにおける今後の交渉のための新たな基準を設定することから、米国がTPPから離脱しても、今後数十年にわたる国際貿易を管理する通商ルールが設定される機会にチリが参加できたのは有益であるというのがチリ政府の見解だ。対先進国市場に対して銅などの一次産品を輸出し、製造業品を輸入するチリの現在の生産輸出構造から脱却し、新しい国際分業体制に積極的に参加出来るためには、

関税障壁よりも、サービス及び投資の自由化・円滑化、原産地規則の統一と付加価値「累積」制度の策定、ロジスティクス・インフラ(港湾、税関)を含む「貿易円滑化」措置などの生産支持サービス等促進が優先項目になっている。しかし、これはチリ政府の公式の見解で、チリは中国も含む新たな参加国を加えた新協定の締結を志向したい模様だ。その上で太平洋同盟とメルコスールとの関係強化の流れを主導することで、アジア市場へのゲートウエイを目指したいのではないだろうか。

日欧EPAで欧州産ワインの関税が2019年にも撤廃されることになり、TPPによる特惠マージンが削減され、輸入量でトップを走るチリ産ワインとの競争が強まるかもしれないと懸念する筋もある。しかし、TPP11がチリにとってメリットがなくなったわけではない。これまでチリがTPP参加国と締結してきた2国間協定において除外されてきたか、あるいは不利な立場に置かれていた1,600の品目、特に食品業界において、TPPはチリに対して特惠待遇を設けることになる。特に日本、マレーシア、ベトナム、カナダの市場での貿易を促進すると期待される。高い水準の通商ルールが維持されれば、TPP11の利益はさらに高まる。多くの国は医薬品のデータ保護の期間を短縮するよう求めていると報じられることから、医薬品に関する知的財産権の再交渉の可能性がでてきた。オーストラリアとチリはバイオ医薬品のデータ保護期間を巡り、TPP交渉で米国と対立した経緯がある。

2. メキシコ

米国とカナダと3か国でNAFTAの再交渉が8月

中旬から始まっており、その結果次第で、メキシコに対する TPP11 構想の重要性は変わってくる。だが、TPP 参加国の中でメキシコと FTA が発効済みなのは米国、日本、カナダの3か国に過ぎず、TPP11 はオーストラリア、ニュージーランド、マレーシア、シンガポール、ベトナムなどのアジア太平洋諸国などの市場アクセスを大幅に改善する可能性を秘めている。それと同時に、チリ、ペルーや日本など FTA 締結済みの国々との市場アクセスと通商ルールが更に改善される。メキシコが積極的に参加する太平洋同盟を軸とする対アジア戦略も可能となる。メキシコは一方で、「太平洋同盟」の加盟国であるコロンビアなどの TPP 参加を支持する構えをみせている。まずは TPP 協定参加国との関係強化を優先する方針だが、第2の段階としてアジア諸国との2国間 FTA にも関心を示している。

TPP 交渉では、自動車関連部門の「原産地規則」を巡って、日本とメキシコが対立した。日米は大筋合意以前の協議では、その水準を4割程度にすることで調整していたが、メキシコとカナダは、その水準を低くすれば人件費が安いアジアからの部品が北米市場へ流入すると懸念し、NAFTA と同じレベルの6割強を要求していた。自動車の原産地規則の割合は最終的に55%に落ち着き、域内割合が6割強の NAFTA より低いレベルで決着した。TPP においては完全累積制度が可能となり、複数の締約国において付加価値・加工工程の足し上げを行い、原産性を判断する完全累積制度を採用することで合意した。

TPP11 によってメキシコの自動車、宇宙航空、電子、化学、食品加工、および製鋼部門での輸出拡大が見込まれる。しかし、多国籍企業による生産が増加し、多くの部品が海外から調達されるため、国内の付加価値の拡大に繋がるかどうかは課題だ。一方で、TPP の交渉においてメキシコ政府がベトナムの対米国繊維製品の輸出増加を懸念して、同産業でより厳格な原産地規則の設定を要求していたが、「ヤーン・フォワード」原則が採用されたことで、メキシコの繊維産業が保護された結果となった。繊維産業での輸出増加も期待できる。メキシコが TPP の潜在性をフルに活用するには、官民の連携体制が強化されなくてはならない。

3. ペルー

ペルーにとって米国は重要な貿易相手国であること

には変わらないが、米国との通商関係は8年前に発効した2国間 FTA で規制されている。米国の TPP 離脱はクチンスキー大統領の貿易政策を修正するものではない。TPP11 が発効した際には、ペルーは東南アジアとオセアニア地域でオーストラリア、ブルネイ、マレーシア、ニュージーランド及びベトナムへの特惠市場アクセスを得られる。TPP の行方とは関係なく、ペルー政府はオーストラリアとの2国間 FTA を交渉中で、ペルー政府は、インドとインドネシアとの FTA も視野に、準備を進めている。

現在、ペルーは52か国と FTA を締結しており、TPP への参加は、同国がこれまで行ってきた自由化路線の一環である。ペルーにとって中国が第1の輸出先であり、米国や EU を上回る。TPP 参加国の中で、ペルーは米国、カナダ、メキシコ、シンガポール及び日本と既に FTA を締結している。TPP 諸国はペルーの世界貿易の3割超を占めており、中でも最大の市場は米国で、カナダ、日本、チリがそれに続く。これらの新市場に果物や野菜、アンデス穀物、魚製品、綿製品、アルパカなどの輸出拡大が見込まれる。また TPP は参加国間で原産地規則の「累積」が可能となるので、ペルーの中小企業の国際化に役立つと期待される。だが、ペルーの最大貿易相手国である中国が TPP に参加していない。ペルーは中国と2国間 FTA を締結しているが、同協定による自由化率は高くない。ペルーにとって最大の課題は、これまで同国が締結している2国間 FTA の内容を掘り下げて、TPP に参加する諸国とで更なる貿易障害の克服が可能かどうかにかかってくる。

今後の展望

トランプ政権が推進する新しい2国間協定に TPP の本質的な部分が反映される可能性が高い。米国が NAFTA 再交渉を通じて目指すのは、離脱を表明した TPP に盛り込んだ自由化約束やルールの復活である。トランプ政権が目指す2国間 FTA に最終的に TPP より高い水準の通商ルールが盛り込まれるようになれば、TPP を「最悪な協定」と非難した同大統領にとって皮肉な結果となる。NAFTA 再交渉プロセスは、TPP11 や米国がこれから追求するであろう2国間 FTA の行方と内容の決定要因となる可能性が高い。停滞する WTO ドーハ交渉ラウンド、中国、インドが貿易自由化に慎重なため進展が遅れている RCEP 交

渉、米国の TPP 復帰を後押し、米韓 FTA、NAFTA を含む米国 FTA の「ひな型」になるかもしれない。

メルコスールと太平洋同盟加盟国との経済統合が進展すれば、TPP や RCEP 枠を超えるアジアと大西洋側のラテンアメリカ諸国を繋ぐより幅の広い環太平洋自由貿易圏構想の可能性が出てくる。アジアに目を向けるのはチリ、メキシコ、ペルーだけでなく、アルゼンチン、ブラジル、パラグアイ、ウルグアイなどのメルコスール加盟国もアジア市場開拓に努力を惜しまない姿勢だ。オーストラリア、カナダ、ニュージーランド、シンガポールが太平洋同盟の準加盟国となった。これら 8 か国は TPP 参加国でもあり、この新しい試みは TPP11 設立を助成するのか、それとも足かせになるのか、いまのところ明白ではない。太平洋同盟は日本に

も準加盟するように働きかけているが、現在 52 か国ある太平洋同盟オブザーバー国の中で、中国、韓国なども準加盟する可能性もないわけではない。日本主導の TPP11 とは異なる経済統合構想となる。

(くわやま みきお ラテンアメリカ協会ラテンアメリカ・カリブ研究所
シニア研究員、元 CEPAL 上級経済問題担当官)

本レポートは執筆者がラテンアメリカ協会 HP に 9 月に投稿した『ラテンアメリカ・カリブ研究所レポート』「安倍政権主導の TPP11 の行方：ラテンアメリカ 3 参加国（チリ、メキシコ、ペルー）の交渉姿勢？」(上)、(下)の要約である。

元の論者は、「研究所」→「研究所関連資料」

http://latin-america.jp/institute_data 参照。

ラテンアメリカ参考図書案内



『ハイン 地の果ての祭典 —南米フエゴ諸島先住民セルクナムの生と死』

アン・チャップマン 大川剛司訳 新評論
2017 年 4 月 277 頁 3,000 円+税 ISBN978-4-7948-1067-0

南米最南端のフエゴ諸島東部に住む先住民の一部族セルクナム族は、南極に近い厳しい自然環境の中で裸身に毛皮を纏っただけで移動狩猟生活をしてきたが、1520 年のマゼラン、1578 年の英海賊ドレークの海峡通過の後、金採掘や羊の放牧のために侵入してきた西欧人と衝突、次第に追われてその子孫は激減し今はアルゼンチン領に住んでいる。1999 年には最後の生粋の女性は亡くなった。

本書は若者たちが成人と認められるための通過儀礼であるその祭典“ハイン”について、米国の人類学者である著者がハインを実際に見たり、参加したセルクナム族の人たちからの聴取、1923 年のハインに参加したドイツ人人類学者グシエンデ、それ以前に伝道のため入った神父などの記録や末裔たちの話を元に、地の果てで行われていた類い希な儀式を再現したものである。若者たちが仮面を付け全裸にボディペイントして精霊に扮した成人から拷問儀式を受け、狩人としての訓練を受けるハインの祭典を、その背景にある彼らの神話とともに紹介している。社会とハインの祭典の詳細な儀礼の様子は興味深い、本書に多数引用されているグシエンデの撮った精霊たちの写真は一見に値する。

(桜井 敏浩)